

誰もが経験する「相続」に関する法律が改正されました！ ～相続関係で、何がかわったの？～



講師：中山昭彦 氏（会員No.697）

プロフィール：

- ・ 中小企業事業再生マネージャー
- ・ CPF、1級ファイナンシャル・プランニング技能士
- ・ 信託活用アドバイザー

人生100年時代と言われるようになりました。

平均寿命（男性：約81歳、女性：約87歳）が伸び、それに伴って健康的に生活できる期間（健康寿命：男性約72歳、女性：約75歳）も伸びましたが、誰もが避けて通れないのが「相続」です。

「あんなに仲の良かった兄弟姉妹が相続を契機に犬猿の仲になった！」という話は良く聞かれます。

こうした「相続」ならぬ「争族」にならないようにするためには、元気うちに準備をすることが必要です。

そのためにはまず、改正された「相続」に関する法律などの内容を理解することが必要です。

交流会では、短い時間ですがそのポイントを図や事例を交えて分かり易くお話をさせていただきます。

「親不孝」ならぬ「子不幸」をしないようにしたいものです。

皆様のご参加をお待ちしております。

【項目】

- ・ 「配偶者居住権」の新設
- ・ 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用財産の贈与が特別受益の対象外に
- ・ 預貯金の払戻し制度の新設
- ・ 自筆証書遺言の方式緩和
- ・ 法務局における自筆証書遺言の保管制度の新設
- ・ 遺留分制度の見直し
- ・ 特別寄与の制度の新設

※ 分かり易く説明します。（例）

